

第49回

## 「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという 詐欺電話に注意！

### 相談事例

大手建設会社Aを名乗り「老人介護施設の入居権を譲ってもらえないか」と電話があった。自分は利用するつもりがなかったので、「構わない」と伝えた。後刻「あなたの名義で他県の人が入居できることになった。入居権を管理しているBという業者から確認の電話が入るのですべて『はい』と答えてほしい」と連絡が入った。Bから「本人に間違いはないか」と連絡が入り不安になってきたので、Aに「今回の話はなかったことにしてほしい」と伝えたが、「迷惑はかからないのでこのまま進めさせてほしい。警察に相談するとかえって大変なことになる」と言われた。その後、Bから「金融庁の調査が入る。本人からの振り込みだと証明するために、いったん1000万円を振り込んでほしい。後日返金する」という電話が入った。「そのような高額な支払いはできない」と断ったが、「摘発を防ぐために500万円だけでも協力してもらえないか」と重ねて振り込みを依頼された。怖い。どうしたらよいのか。

(70歳代、女性)

### ●問題点とアドバイス

「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利(以下、「老人ホーム入居権」)を譲ってほしい」という詐欺の電話に関する相談が急増しています。複数の人物が登場するいわゆる「劇場型勧誘」で、「老人ホーム入居権」を譲ってほしいと持ち掛け、承諾すると「あなたの名義で申し込みをするので一度あなたがお金を支払う必要がある」「権利を譲るために取引実績が必要で、お金を振り込む必要がある」などと、言葉巧みにお金を支払わせようとしてきます。

#### (1) 心当たりのない電話には出ないように しましょう

「老人ホーム入居権」の話には注意しましょう。権利を譲ってほしいなどと持ち掛けてくるのは詐欺の手口です。一度電話に出るとあの手この手で話を持ち出し、断ることが難しくなります。留守番電話機能や発信者番号表示機能を利用し

て、番号非通知や心当たりのない番号からの電話には出ないようにし、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。

#### (2) やり取りしてしまっても、絶対にお金は 払わず、すぐに警察等に相談しましょう

万一不審な電話に出てしまい、話を聞いてしまっても絶対にお金を払ったり振り込んだりしないでください。少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに警察や家族・友人、消費生活センター等に相談してください。

#### (3) 高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲 の人の見守りが必要です

高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺を防ぐには周囲の人の見守りも必要です。「お金が必要」と言っているなど異変に気づいたら声をかけ、警察や消費生活センター等への相談を勧めてください。

参考：国民生活センター「高齢者を狙った劇場型勧誘再び!? 『老人ホーム入居権』を譲ってほしいという詐欺電話に注意！」(2022年12月7日公表)  
[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221207\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221207_1.html)